

町税・公金を
自宅にいなから納付。



令和3年
4月から



スマートフォン決済アプリで納付ができます!



対象の町税・保険料・公金

- 町県民税(普通徴収) ●固定資産税 ●軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収) ●介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収) ●水道料金・公共下水道使用料
- し尿汲取手数料 ●給食費 ●幼稚園授業料 ●保育所利用料
- 放課後児童クラブ利用料 ●町営住宅使用料

※詳しくは裏面をご覧ください。

用意するもの

- 手続きを行いたい納付書（バーコード印字があるもの）
- スマートフォン、またはタブレット端末
- スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay）



納付方法

3つの手順で納付完了！

ステップ 1 アプリを起動しホーム画面の「スキャン」をタップする



ステップ 2 納付書のバーコードを読み取る



ステップ 3 支払金額を確認し「支払う」をタップする



※利用方法の詳細については各アプリ事業者のホームページなどをご確認ください。

ご 注 意

- 役場や金融機関の窓口、コンビニエンスストアでのスマートフォン決済アプリによる納付はできません。
- スマートフォン決済アプリの残高が不足している場合にはご利用できません。
- 藍住町から領収書は発行しませんので、ご注意ください。
- 納付内容は、納税通知書、納付書、ご利用アプリ会社が発行する利用明細等でご確認ください。
- 軽自動車税をスマートフォン決済アプリで納付された場合、車検用納税証明書は6月下旬以降に送付します（納税証明書の発行をお急ぎの方は役場または金融機関の窓口等で納付書による納付をお勧めします）。
- 納付手続き完了後に納付を取り消すことはできません。
- 次のような納付書は、スマートフォン決済アプリでの利用ができませんので、藍住町役場出納室、または納付書裏面に記載のある金融機関で納付してください。
 - ・ バーコードの印字がないもの
 - ・ 納付書に記載された納付期限を過ぎているもの
 - ・ 納付金額が納付書1枚あたり30万円を超えるもの（バーコードが印字されません）
 - ・ 破れたり汚れたりしてバーコードが読み取れないもの（担当窓口で再発行してください）
 - ・ 金額を訂正したもの

● お問合せ先

町税・保険料・公金の名称	担 当	電話番号	
町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	税務課	088-637-3117	
介護保険料	健康推進課	令和3年4月2日まで	088-637-3115
		令和3年4月5日以降	088-637-3311
後期高齢者医療保険料	健康推進課	088-637-3115	
水道料金・公共下水道使用料	上下水道課	088-637-3131	
し尿汲取手数料	中央クリーンステーション	088-692-7800	
給食費、幼稚園授業料	教育委員会学校教育課	088-637-3128	
保育所利用料、放課後児童クラブ利用料	福祉課	088-637-3114	
町営住宅使用料	生活環境課	088-637-3116	